

認知症に関する国の動向等について

○認知症施策推進大綱

国は、令和元年6月18日に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の後継となる「認知症施策推進大綱」を策定

【参考：認知症施策推進大綱の基本的な考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進（※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味）

○共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することで、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を図ることを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月14日に可決・成立、同月16日に公布（概要：資料8-2）

○国への要望

認知症神戸モデル創設時より、本市から国に対して、下記について要望。

- ・早期診断のための認知機能検診に対する財政支援
- ・事故救済制度の創設及び認知症予防施策の拡充